

一般競争入札のお知らせ（家電製品購入について）

次の通り一般競争入札を行いますので通知いたします。

令和3年1月12日（火）

医療法人玉昌会 理事長 高田昌実

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名：地域密着型サービス看護小規模多機能型居宅介護新規開設に伴う、家電製品の購入について
- (2) 仕様：仕様書（別紙1）記載のとおり
- (3) 納品期限：令和3年2月
- (4) 納入場所：鹿児島市高麗町22-16
- (5) 入札予定価格：公表せず

2. 入札方法等

- | | |
|------------|--------|
| (1) 入札方法 | 一般競争入札 |
| (2) 予定価格 | 非公表 |
| (3) 最低制限価格 | 有（非公表） |
| (4) 入札保証金 | 無 |

3. 競争入札参加資格者及び落札者に必要な資格

- (1) 家電製品の調達に係る契約の履行実績があること
- (2) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア. 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
 - イ. 暴力団員が経営する業者又は経営支配する業者及びこれに準ずる者
 - ウ. 次の各号に該当する事実があった後2年を経過していない者
(これは代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ)
- ① 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- ② 交渉権者が契約を結ぶこと又は履行することを妨げた者
- ③ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- ④ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- ⑤ 前各号に類する行為を行った者
- ⑥ 当該入札要項書を受領していない者

4. 契約条項を示す日時及び場所

(1) 入札説明書の交付場所

〒892-0824

鹿児島市堀江町6番3号しあわせの杜・ケアレジデンスほりえ1階

(2) 入札説明書の交付方法

上記2(1)の交付場所にて交付する

(3) 問い合わせ先

〒892-0824

鹿児島市堀江町6番3号しあわせの杜・ケアレジデンスほりえ1階

医療法人 玉昌会 在宅サービス事業部

電話番号 099-248-8111 携帯電話080-2706-7867

FAX番号 099-248-8132

担当: 山本 陽生

(4) 質疑応答

上記電話での対応もしくは下記FAXでの対応とする

ア. 質疑受付: 1月15日(金)までに, FAXで送付してください

イ. 質疑回答: 1月15日(金)までに, FAXにて回答します

5. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 公告日 令和3年1月12日(火)

(2) 応募締切日時 令和3年1月17日(日) 16時00分まで

(3) 開札予定日 令和3年1月18日(月)

(4) 開札場所 〒892-0822

鹿児島県鹿児島市泉町2番3号そうしん本店ビル4階

6. 入札書の受領期限及び場所

(1) 受領場所

〒892-0824

鹿児島市堀江町6番3号しあわせの杜・ケアレジデンスほりえ1階

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。ただし、FAXの場合は記名・押印がされた原本を後日、持参又は郵送すること。

7. 下記の各事項に該当する入札は無効とする

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 次に掲げる入札書による入札

ア. 入札者の押印がない入札書

イ. 入札金額を訂正した入札書

ウ. 記載事項を訂正した場合においては、その個所に押印ない入札書によるもの

エ. 押印された印影が明らかでないもの

- オ. 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
- カ. 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- キ. 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者が代理をした者がしたもの

8. 落札者の決定方法

(1) 決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。同額の入札をしたものが2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする

9. 入札結果の通知

落札者決定後、電話連絡を行う

10. 契約書の案の提出に関する事項

本入札の落札者は、契約書の作成を要する

契約日は、入札決定通知日から5日以内の日付けで作成すること

11. その他

(1) 入札金額

落札にあたっては、入札書記載金額に当該金額の100分の110に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、**見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること**

- (2) 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない
- (3) 提出された資料等は、返却しないものとし、提出者以外に無断で審査以外の目的で使用し提出者以外に無断で審査以外の目的で使用しないものとする
- (4) 入札の参加にあたり、国内の法律、本会における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければならない
- (5) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない
- (6) 契約の相手方となった場合には、当法人「個人情報保護規程」を遵守しなければならない
- (7) 本入札に応募するために必要な一切の費用は、応募者の負担とする

以上、公告する。